

平成 28 年 7 月 28 日

県政記者クラブ各位

岩手県産業復興相談センター

岩手産業復興機構の買取債権の一括返済による再生手続き完了第二号事案について

「岩手県産業復興相談センター（以下、相談センターという）」では、平成 23 年 10 月 3 日の開所以降、東日本大震災の被災事業者からの相談対応を進めてまいりました。また、同年 11 月 11 日に中小企業基盤整備機構、岩手県、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、宮古信用金庫、東北みらいキャピタルの共同出資により設立された「岩手産業復興機構（以下、復興機構という）」を通じて、二重債務問題を解決するための債権買取支援を実施してきたところです。これまでの相談受付件数は 1,024 件、うち債権買取の決定件数は累計 106 件（平成 28 年 6 月 30 日現在）となっており、買取支援後も事業計画の進捗状況についてフォローアップを行っております。

今般、債権買取支援を実施した事業者において、経営再建を果たし地元金融機関からの資金調達を通じて復興機構の買取債権を一括返済し、再生手続きを完了した事案が生じたので、お知らせいたします。本事案は、「相談から再生まで一貫した支援」を行う相談センターの設立趣旨に適うもので、岩手県内では第二号の事案となります。今までも、土地収用に伴う移転補償金等を原資とする買取債権の一括返済の事案は生じましたが、事業再生を果たしたことを取引金融機関が認定し、リファイナンス実施に至った県内二例目の事案となります。

相談センターの業務は、債権買取を含めた金融支援により、被災事業者の事業再生を図ることですが、その使命は個々の事業者が再生することにより岩手県全体の復興を実現することにあります。震災から 5 年以上が経過しましたが、相談センターとしては、今後とも、被災事業者の事業再生を強力にサポートしていく方針です。

▽ 事業者・再生の概要

○沿岸南部地域の飲食業者。地震津波により事業用資産が全壊流出。債権買取、民間金融機関の支援により新店舗を建設し、営業を再開。その後、当初の事業計画を上回って業績が好調に推移している。

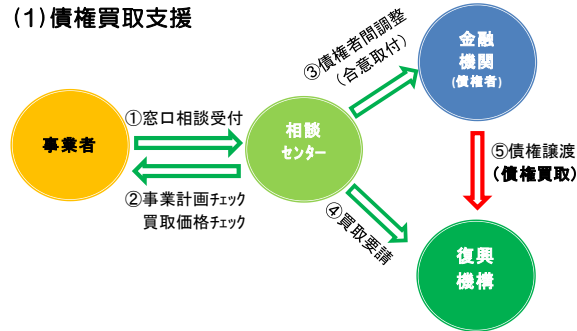
今般、事業者の申し出により、取引金融機関からの資金調達を通じて買取債権を一括返済し、事業再生を完了するもの。

以 上

◆問合せ先：岩手県産業復興相談センター  
企画グループ：鈴木 正浩  
電話 019-681-0812

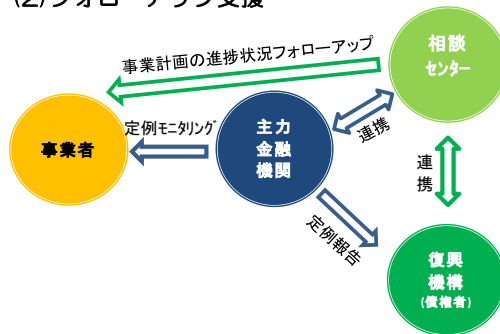
## ●再生手続きの流れ（本事案）●

### (1)債権買取支援



- ・事業者からの相談受付により、相談センターが事業計画の策定を支援、取引金融機関（債権者）との金融調整後、復興機構に債権買取を要請
- ・復興機構の震災前債権買取により元利金返済を一定期間棚上げ

### (2)フォローアップ支援



- ・債権買取支援を受けた事業者の経営状況を主力金融機関（“メイン行”）が定期的にモニタリング。相談センターは買取時に策定された事業計画の進捗状況をフォローアップ。

### (3)一括返済（エグジット：EXIT）



- ・経営再建（事業再生）を果たした事業者が一括返済（エグジット）を申し出
- ・主力金融機関が事業者の再生を認定し、リファイナンス資金を実行
- ・事業者が復興機構に一括返済（再生手続き完了）

## ●相談センターの概要●

「岩手県産業復興相談センター」は、東日本大震災により被害を受けた事業者の皆様の早期事業再開・事業再生を支援するため、盛岡商工会議所が国(経済産業省 中小企業庁)からの委託を受けて事業を行う公正中立な公的機関です。地元地域金融機関や全国銀行協会等の外部団体、外部支援機関等から派遣された「金融・事業再生・税務・企業診断などの専門家」を相談員として、ワンストップ窓口で事業者の皆様の本格復興をサポートします。

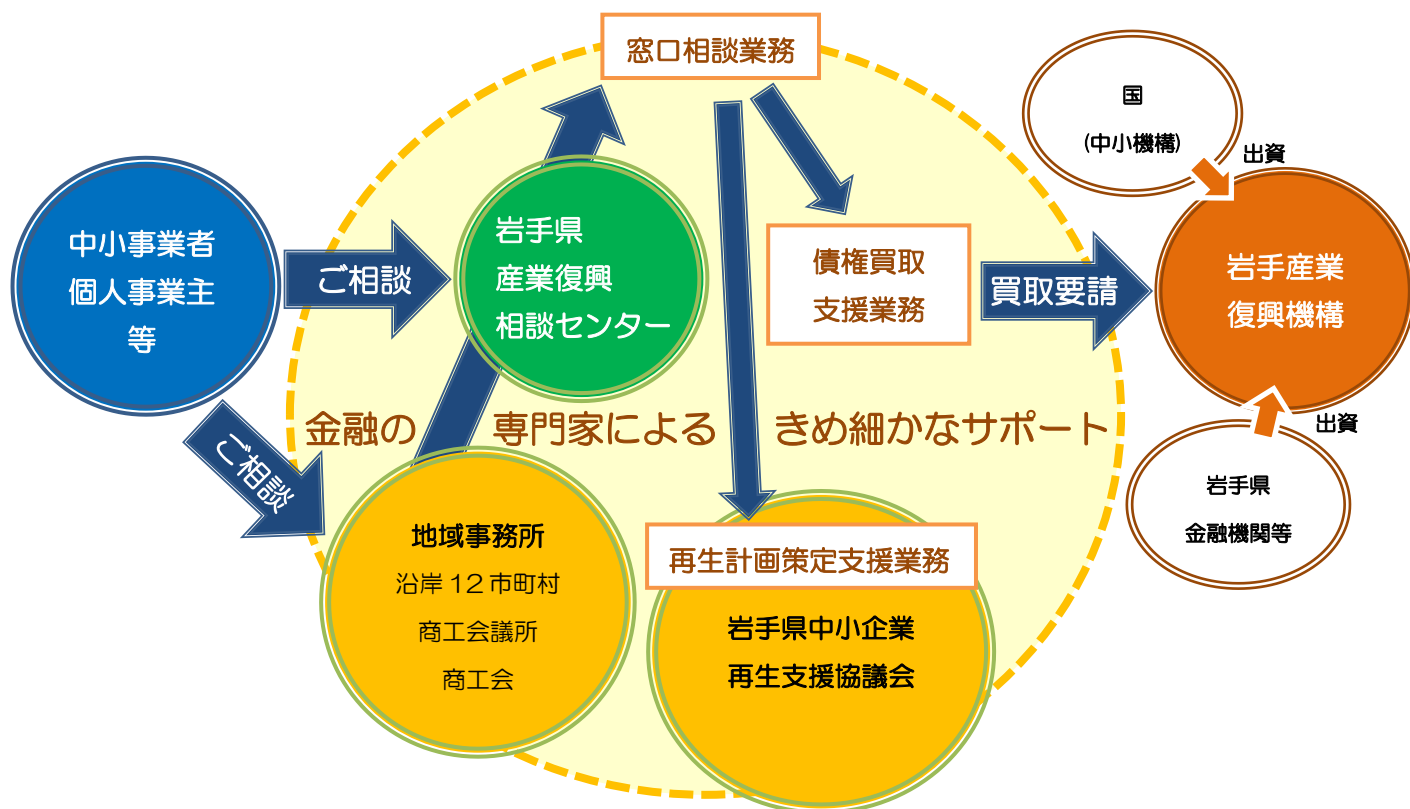
また、沿岸部 12 カ所に一次的相談窓口として「岩手県産業復興相談センター地域事務所」を設置し、迅速に対応できる体制を構築しております。

名称	岩手県産業復興相談センター
設置主体	盛岡商工会議所
所在地	〒020-0875 岩手県盛岡市清水町 14-17 中圭ビル 1F (盛岡商工会議所会館の隣り)
TEL	019-681-0812
FAX	019-681-0827
開所日	平成 23 年 10 月 3 日
業務開始日	平成 23 年 10 月 7 日
業務内容	早期事業再開・事業再生に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います (原則として無料)。 主な内容は以下の通りです。 ①信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内 ②外部専門家や関係支援機関のご紹介 ③事業計画の策定支援 ④岩手産業復興機構(※)による債権買取の支援

(※)岩手産業復興機構：正式名称「岩手産業復興機構 投資事業有限責任組合・無限責任組合員 東北みらいキャピタル株式会社」

平成 23 年 11 月 11 日 東日本大震災により被災した県内事業者の早期の事業再生を支援するため、二重債務問題に対応する機関として、(独)中小企業基盤整備機構、岩手県、県内地域金融機関[(株)岩手銀行、(株)東北銀行、(株)北日本銀行、宮古信用金庫]、及び東北みらいキャピタル(株)の共同出資により、設立されました。

## ●相談センターの支援業務の流れ●



### 《窓口相談・債権買取支援業務》

- 「金融・事業再生・税務・企業診断などの専門家」を相談員として、ワンストップ相談窓口で経営相談・金融相談に応じています。
- 事業再開や新たな資金調達をする上で「二重債務問題の解決」が必要と見られる事業者については、債権買収の検討を行い、事業計画の策定支援や取引金融機関との調整等を行います。
- 債権買収先に対しては、買収時に策定された事業計画の進捗状況をフォローアップします。

### 《再生計画策定支援業務》

- 東日本大震災で被害を受けた事業者の事業再開・事業再生のための支援策は、債権買収に限られません。被災事業者の実情を十分に把握の上、被災事業者にあった再生方針の提案、再生方針に沿った計画策定支援、専門家による経営サポート、債権者間の調整、等々を行います。
- 事業者の要望や状況に応じて、岩手県中小企業再生支援協議会とも協調し、対応していきます。